

# 在宅医療のご案内と介護保険による 居宅療養管理指導について (重要事項説明書)

## ➤ 在宅医療のご案内

(1) 当院では訪問診療・訪問看護を行っております。

訪問診療は、患者様の依頼に応じて出向く通常の往診とは異なり、通院が困難な方に治療・看護の計画を立て、医学管理のもと定期的にご自宅での医療サービスを提供するものです。

(2) 訪問診療を利用できる方は次のような方です。

- 病気や障害、歩行困難などで通院が困難な方
- 退院後の療養をご自宅で行い、継続的な治療を要する方
- 自宅での医療ケアが必要な方
- 終末期の療養生活をご自宅で過ごしたい方

(3) 訪問診療では次のような医療をお受けいただく事ができます。

- 診察、血圧測定、体温測定などの健康チェック
- 血液検査、尿検査、喀痰検査、心電図、超音波検査など
- 褥瘡（床ずれ）、傷の処置、医療器具の交換
- 点滴・注射、投薬などの治療
- 在宅酸素療法、在宅中心静脈栄養、気管カニューレ、胃ろう・尿管カテーテル、腹水穿刺、各種ストーマ（人工肛門など）管理・ケア
- 医療用麻薬による痛みの緩和（緩和ケア）
- ご自宅での看取り

(4) 訪問診療の費用について

医療保険自己負担（月額概算）

1割：4,000円～62,000円

2割：8,000円～124,000円

3割：12,000円～186,000円

＊訪問診療は健康保険の適用となります。自己負担額は保険の種類等によって異なり、疾患名、病状、訪問診療の回数に応じ金額が変動し、ケアマネジャーとの必要な情報共有や連携のために一部介護保険からも費用が別途かかります。また、訪問看護（病状や疾患名により介護保険、医療保険のいずれかが適用されます）や検査、在宅酸素などの治療費は別途必要となります。

＊在宅がん医療総合診療料についてのご案内

がんの患者様がご自宅で療養される際に、医師や看護師が定期的に訪問して状態を把握し、適切な医療・ケアを提供するため、「在宅がん医療総合診療料」という診療報酬制度が適用されることがあります。これは、厚生労働省が定めた保険制度に基づくものです。

◆在宅がん医療総合診療料の主な特徴

・包括的な算定方法（週単位）

訪問診療や訪問看護を週に合計4日以上実施する必要があると判断された患者様に適用されます。この制度では、訪問時に実施される処置・投薬・検査などの費用を1週間単位で包括的に算定するため、訪問回数や処置内容の増減にかかわらず、自己負担額が大きく変動することはありません。

・週4日未満の場合は出来高算定

訪問診療と訪問看護の合計が週4日未満の場合には、訪問ごとの個別算定（出来高算定）が適用されます。

・入退院を含む週は対象外

その週に入退院がある場合は、この包括的な算定は適用されません。

・訪問看護は医療保険で算定

この診療料が適用されている間の訪問看護は医療保険での算定となり、介護保険サービスには影響ありません。

(5) 当院の施設基準について

2022年3月より厚生労働省による指定要件を満たし、連携型による機能強化型在宅療養支援診療所・在宅緩和ケア充実診療所となります。

医療法人 寺内クリニック様 ・めぐみ内科ハートクリニック様と連携し、在宅医療に取り組んでおります。

＊機能強化型在宅療養支援診療所とは、在宅療養支援診療所の医療機能を充実させた診療所のことです。地域において在宅医療を支える窓口として、他の病院、診療所等と連携を図りつつ24時間往診・訪問看護などを提供いたします。

➤ 居宅療養管理指導および重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪府条例第 115 号）」第 10 条の規定に基づき、指定居宅療養管理指導サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

(1) 居宅療養管理指導について

通院が困難な患者様に対して、患者様の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づいて、居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。患者、家族様等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導、助言を行います。患者、家族様に対する指導又は助言については、文書等の交付により行うよう努めます。文書等により指導、助言を行った場合は、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存し、口頭により指導、助言を行った場合は、その要点を記録します。

患者様の居宅サービス計画作成等について必要な情報を、介護支援専門員（ケアマネジャー）等へ情報提供します。可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、医師が、通院が困難な患者様に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ります。

(2) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

医師による居宅療養管理指導（月 2 回まで）

介護保険自己負担（月額概算）

1 割： 600 円、 2 割：1,200 円、 3 割：1,800 円

＊上記概算は、令和 6 年度診療報酬・介護報酬改定によるものです。

今後、改定が行われた場合は、この限りではありません。

➤ 個人情報の取扱いについて

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

当院は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。当院及び当院の従業者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。当院は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

当院は、患者様から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用

者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

当院は、患者、その家族様に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。当院が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

## ➤ 虐待防止について

成年後見制度の利用を支援します。

苦情解決体制を整備しています。

## ➤ 事故発生時の対応方法について

患者様に対する指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、患者様のご家族、患者様に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、患者様に対する指定居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## ➤ お支払いについて

### ● 口座振替ご希望の方へ

ご指定の口座より自動引落しさせていただきます。

- ・ 手数料は当院が負担いたします。
- ・ 毎月 27 日（金融機関が休みの時は翌営業日）に引落しいたします。
- ・ 「口座振替依頼書」への必要事項のご記入・お届け印の捺印をお願いいたします。

\* 初回引落日に口座振替依頼書の提出が間に合わないときは、訪問時に現金にてお支払いいただくか、次月分よりご指定の口座より引落しいたします。

- ・ 医療保険、介護保険の自己負担額については毎月月末に締め切り、翌月の 15 日以降に請求書をお渡しします。
- ・ 領収書については、引落し確認後、次月請求書と一緒にお渡しします。

### ● 現金払いご希望の方へ

医療保険、介護保険の自己負担額については毎月月末に締め切り、翌月の 15 日以降に請求書をお渡しします。お支払いを頂いた際に領収書をお渡しします。

令和 7 年 7 月改定